

令和 8 年度
加須市いじめの防止等のための基本的な方針

加 須 市

加須市いじめの防止等のための基本的な方針

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
(1) いじめの定義	2
(2) いじめに対する基本認識	2
(3) いじめの防止等のための対策に関する基本理念	3
(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
(1) いじめの防止等のために加須市が実施すべき取組	
① いじめの未然防止	5
② いじめの早期発見	5
③ いじめの早期解消	6
④ いじめ撲滅期間の設定	7
⑤ 「加須市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	7
⑥ 「加須市いじめ問題調査審議会」の設置	7
⑦ いじめ防止実施計画の作成	7
(2) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組	
① いじめの未然防止	7
② いじめの早期発見	8
③ いじめの早期解消	9
④ 「学校いじめ防止基本方針」の策定	10
⑤ 学校におけるいじめの防止等のための対策のための組織	11
3 重大事態への対応	
(1) 重大事態の意味	12
(2) 重大事態の報告	13
(3) 調査の主体	13
(4) 調査を行う組織	13
(5) 調査の実施	14
(6) 調査結果の提供及び子供への説明	14
(7) 調査結果の報告	14
(8) 再調査	14
(9) 再調査の結果を踏まえた措置等	15
<資料>	
・ 「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」体系	
・ いじめの防止等に係る各組織等の取組	
・ 重大事態が起きた場合の対応	

はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるものであり、場合によっては、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

加須市では、加須市総合振興計画に「まちづくりの基本目標」として「健やかで豊かな心を育むまちづくり」と「地域の力で自立したまちづくり」を位置づけ、市民の参画と協働のもとに「子供をのびやかに育てること」や「互いを認め合う社会をつくること」に取り組んできた。

これらを受け、加須市教育委員会では、教育行政の重点課題の一つに「心の教育」を設定し、いじめの「未然防止」と「早期発見」、「早期解消」の3つ（以下「いじめの防止等」）をいじめの問題を克服するための柱として、様々な対策を講じてきた。また、学校と家庭、地域が一体となって子供の健全育成を図ることを目的に「学校応援団」を組織し、「地域の子供は、地域と共に育てる」を基本理念に、地域密着型の教育を推進してきた。

いじめ防止推進法第7条（学校の設置者の責務）にのっとり、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「加須市基本方針」）を策定した。本市のいじめの防止等のための取組をさらに実効的なものとし、子供の尊厳を保持する目的の下、市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。

なお、加須市基本方針において「学校」とは、市立小・中学校をいい、公立幼稚園を含まないものとする。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、子供に対して、当該の子供と一定の人的関係にある他の子供が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子供が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団で無視をされる
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする
- ⑥ スマートフォンやSNS、インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

ただし、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

(2) いじめに対する基本認識

子供のいじめを防止するためには、大人一人一人が、以下のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ① いじめは絶対に許されない
- ② いじめは卑怯な行為である
- ③ いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる
- ④ いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくいけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む必要がある。

いじめの問題の克服は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた市全体の課題である。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、以下の4点を重視して行われなければならない。

- ① 全ての子供が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ② いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての子供と大人が認識できるようにすること
- ③ いじめ防止等について子供の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意し、子供がいじめの問題を自ら解決していこうとする態度を育成すること
- ④ いじめを受けた子供の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携・協働の下、いじめの問題の克服を目指すこと

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、以下の3つの視点でいじめの防止等のための取組を行う。

① いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服するためには、関係者が一体となっていじめを生まない土壌をつくることが重要である。

そのためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての子供に「いじめは決して許されない」「いじめをすることは決して許さない」という基本認識の徹底を図り、子供の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育むこと、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをすること等も重要であり、併せて、地域・家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行うことも必要である。

② いじめの早期発見

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査や個人面談の実施、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、子供からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応する必要がある。

いじめられた子供の立場に立って、いじめに当たると判断した場合に

も、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

③ いじめの早期解消

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、いじめたとされる子供に対して適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、事案によっては、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害の子供の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害の子供が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害の子供がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害の子供本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害の子供を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害の子供の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、該当いじめの被害の子供及び加害の子供については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) いじめの防止等のために加須市が実施すべき取組

① いじめの未然防止

ア 教職員の資質向上

教育委員会は、学校訪問による指導や教職員を対象とした研修をとおして、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の内容を充実させ、教職員の資質能力の向上を図る。

イ いじめ防止等の理解を深めるための支援や啓発

いじめの防止に資する活動であって、子供が主体的に行うものに対する支援や、いじめを防止することの重要性に関する理解を子供・保護者・教職員・地域住民に深めるための啓発に必要な措置を講ずる。

ウ 保護者や地域住民を対象とした啓発活動・相談窓口の設置

保護者や地域住民が、それぞれの責務を踏まえて、子供の規範意識を高めるための指導等を適切に行うことができるよう、保護者や地域住民を対象とした啓発活動の実施や相談窓口の設置等、家庭・地域への支援を行う。

エ いじめに係る相談制度等の広報活動

いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談体制・救済の在り方等について、市全体で必要な広報その他の啓発活動を行う。

オ 学校運営改善のための支援

教育委員会は、教職員が子供と向き合い、ゆとりをもっていじめの防止等に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の向上を図るなど、学校マネジメントを担う体制の整備に努める。

② いじめの早期発見

ア いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、通報及び相談方法について市民への周知を図る。

イ 関係機関等との連携強化

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会の間の連携を強化するとともに、必要な協働体制を整備する。

ウ 専門的知識を有する者等の配置及び教育相談体制の充実

教育委員会は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつ

ていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保等必要な措置を行う。また、これらの心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を活用し、教育相談体制を整備するとともに、教育相談等の窓口の充実を図る。

エ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

教育委員会は、学校におけるいじめの実態把握の取組状況等を点検するとともに、教師用及び保護者用の「いじめチェックシート」を作成してその活用を促進し、学校におけるいじめの早期発見の取組の充実を図る。

③ いじめの早期解消

ア 各学校・各地域相互間の連携協力体制の整備

学校や地域が、いじめを受けた子供に対する支援やいじめを行った子供に対する指導、支援等を適切に行うことができるようにするため、各学校・各地域相互間の協働体制を整備する。

イ 報告に係る支援、調査等

教育委員会は、「法第23条第2項」の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し支援を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。

ウ いじめの防止等のための対策の実施状況についての調査・研究

いじめを受けた子供に対する支援及びいじめを行った子供に対する指導、支援の在り方、スマートフォンやSNS、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項や対策の実施状況について調査・研究をし、その成果の普及を行う。

エ 重大事態への対処

教育委員会は、「法第28条」に定める重大事態発生の報告を受けた場合、当該報告に係る重大事態への対処をし、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、調査を行うとともに、その結果を市長に報告する。

また、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の再発の防止のために必要な措置を講ずる。

オ 子供の出席停止

教育委員会は、学校が、いじめを解消するために必要な措置を講じたにもかかわらず、同様のいじめが再発する可能性があるると判断した場合は、必要に応じて、いじめを行った子供の保護者に対し、「加須市立小学校及び中学校における出席停止の命令の手続に関する規則」に基づき、当該の子供に出席停止を命ずるなどの措置を講ずる。

カ 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、教育委

員会は、学校に対し、以下の内容に配慮するよう必要な指導、助言を行う。

- 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみの評価としないようにすること
 - 問題を隠さず、実態把握や対応が促されるようにすること
 - 子供や地域の実情を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価すること
 - 評価結果を踏まえて、目標や取組について改善を図ること
- ④ いじめ撲滅期間の設定

いじめ防止等のための継続的な啓発のため、以下の期間を「いじめ撲滅期間」と定め、いじめ防止等のための取組を積極的に推進する。

- 1 学期 5月1日から 5月10日まで
- 2 学期 11月1日から 11月10日まで
- 3 学期 2月1日から 2月10日まで 年間30日間

⑤ 「加須市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、「法第14条第1項」に基づき、「加須市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

「加須市いじめ問題対策連絡協議会」は、学校、教育委員会、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体、青少年育成団体、民間団体その他の関係者により構成する。

会議の内容は、以下のとおりとする。

- ア いじめ防止等の取組の推進及び調整に関すること
- イ 市のいじめ問題の把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

なお、いじめの防止等のための取組の実効性を高めるため、「加須市いじめ問題対策連絡協議会」は、加須市基本方針が市の実情に即して機能しているかを適時点検し、必要に応じてこれを見直すこととする。

⑥ 「加須市いじめ問題調査審議会」の設置

教育委員会は、「法第28条」に定める重大事態が発生した場合は、主体となって調査を行うため、「加須市いじめ問題調査審議会」を設置する。

「加須市いじめ問題調査審議会」は、専門的な知識及び知見を有する第三者で組織することにより、公平性・中立性を確保するよう努める。

⑦ いじめ防止実施計画の作成

加須市基本方針に基づいた効果的で具体的な取組を実施するため、P D C Aサイクルによるいじめ防止実施計画を作成する。

(2) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

① いじめの未然防止

ア 子供の社会性や規範意識の向上

いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の具体的な留意点等について、校内研修や職員会議で教職員に周知し、平素から共通理解を図る。また、日常的にいじめ防止等に関わる話題を取り上げ、いじめを許さない雰囲気を作り出すための取組を推進する。

イ 道徳教育・人権教育等の充実

児童生徒の道徳性を育むとともに、自他の存在を等しく認めるなど、互いの人格を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実を図る。

ウ 子供理解の深化

いじめを行う背景には、勉強や人間関係等によるストレスが関わっていることを踏まえ、教職員は、子供一人一人を大切にしたい分りやすい授業を行うとともに、一人一人が活躍できる集団をつくる。また、ストレスに対して適切に対処できる力を育むとともに、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、子供の指導に当たる。

エ 子供の自己肯定感、他者への共感的理解を高める居場所づくりの推進

子供の自己肯定感を高めることは、他者の大切さを認めることにもつながる。全ての子供が、他者に認められているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、子供が活躍し、他者の役に立っていると実感できる機会を設ける。

また、家庭や地域住民等にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりを推進する。

オ 子供自らがいじめについて学べる取組の推進

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての子供を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、子供が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する取組を推進する。

カ インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための啓発及び情報モラル教育の推進

子供、保護者、地域住民が、インターネットをとおして発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに適切に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

また、携帯電話のメール等を利用したいじめを防止するため、子供への情報モラル教育を推進する。

② いじめの早期発見

ア 定期的なアンケートの実施

いじめの実態を把握するとともに、子供がいじめを訴えやすい状態

をつくるため、当該学校に在籍する子供を対象に定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。(年間3回程度)

イ 「いじめチェックシート」を活用した支援体制の整備

教師用及び保護者用「いじめチェックシート」を活用することにより、学校と家庭との連携を強化し、教職員及び保護者が、子供のささいないじめの兆候に対して早い段階から関わられる支援体制を整備する。

ウ 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

子供の学校生活から得られる情報はもとより、教職員と児童生徒の間で行われている日記等や、個人面談、家庭訪問の機会を活用して、いじめの兆候を把握することに努める。また、収集したいじめに関する情報については、教職員全体で共有できるようにする。

エ いじめに係る相談体制の整備

保健室や相談室、電話相談窓口の利用等について広く周知し、子供及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。なお、教育相談等で得た子供の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うようにする。

オ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携を促進し、協働する体制の構築を図る。

カ インターネット上のいじめチェックの実施

インターネット上のいじめの有無について定期的にチェックをすることにより、インターネット上のいじめの問題の早期発見に努める。また、保護者に対し、インターネット上のいじめについての理解を求め、いじめの早期発見に努めるようにする

③ いじめの早期解消

ア 子供からいじめに係る相談を受けた際の安全確保

子供や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。

イ 教育委員会への報告及び被害・加害の子供の保護者への連絡等発見・通報を受けた教職員は、「法第22条」に規定された「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を提供し、職員全員で共有できるようにする。その後、当該組織が中心となり、速やかに関係する子供から事情を聴き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行う。また、校長は、その結果について教育委員会に報告するとともに被害・加害の子供の保護者に説明する。

なお、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある

るときは、警察署等に通報し、適切に援助を求める。

ウ いじめられた子供又はその保護者への支援

いじめられた子供が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた子供を別室において指導するなど、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、心身の状態に応じ、緊急避難の対策をとるなどの必要な措置を講じる。

なお、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じて適切な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を正確に当該の子供又はその保護者等に提供する。

エ いじめた子供への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる子供から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講じる。その際、当該の子供の保護者に確認した事実を説明し、保護者の納得の上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた子供への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子供が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該の子供の健全な成長やプライバシーの保護等に配慮し、以後の対応を行う。

オ いじめが起きた集団への指導

いじめられた子供といじめた子供を始めとする子供の関係の修復を経て、いじめの当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消とすることから、学校や学級全体でいじめの問題について話し合うなどして、全ての子供が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

カ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署等に通報し、適切な援助を求める。

④ 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「法第13条」の規定に基づき、「国の基本方針」又は「加須市基本方針」を参考にして、学校の実情を踏まえ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじ

め防止基本方針」(以下、「学校基本方針」という。)として定める。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、子供が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校基本方針には、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見、③いじめの早期解消を視点として、いじめの防止等のための取組、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等の在り方等について定める。

加えて、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図るとともに、策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

さらに、より実効性の高い取組を実施するため、「学校基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかを「法第22条」に規定される組織を中心に点検し、必要に応じてこれを見直す。

⑤ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、子供からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

この組織は、以下のような役割を担うこととする。

- ア 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な計画の作成、実行、検証、修正の中核となる役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や子供の問題行動等に係る情報を収集、記録するとともに、教職員間の共通理解を図る役割
- エ いじめの情報の迅速な共有や関係のある子供への事実関係の聴取、

指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を中核となって実施する役割

この組織は、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。当該組織を構成する「法第22条」の「複数の教職員」については、この組織が学校の組織的対応の中核として機能するような体制となるよう、管理職や主幹教諭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、学校の実情に応じて決定する。

心理や福祉の専門家等については、必要に応じて参加し対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することができるようにする。

学校においては、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、既に「生徒指導委員会」等の名称の組織を置いていることから、こうした既存の組織を活用して、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」としてもよい。また、組織の名称は各学校の判断によるものとする。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、子供がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災や能登半島地震またはその他の非常変災により被災した子供又は原子力発電所事故により避難している子供への対応

- ・ 被災の子供が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該の子供に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災の子供に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な子供については、日常的に、当該の子供の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子供に対する必要な指導を組織的に行う。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する子供の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子供の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 子供が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが子供や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。子供又は保護者からの申立ては、学校が把握していない、いじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会に、事態発生について報告する。また、教育委員会は、市長にこれを報告する。

(3) 調査の主体

調査の主体は、教育委員会又は学校とする。どちらが主体となるかは、いじめの経緯や保護者の訴え等を踏まえ、教育委員会が決定する。

学校が調査主体となる場合であっても、「法第28条第3項」の規定に基づき、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

(4) 調査を行う組織

教育委員会又は学校は、いじめの事案が重大事態であると判断したときは、事案に係る調査を行うため、速やかに、調査のための組織を設けることとする。

この組織の構成は、調査の公平性・中立性を確保するため、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

この調査において、教育委員会が調査主体となる場合は、加須市基本方

針 2 - (1) ⑥の「加須市いじめ問題調査審議会」を、調査を行うための組織とする。

また、学校が調査の主体となる場合は、加須市基本方針 2 - (2) ⑤の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を、調査を行うための組織とする。

(5) 調査の実施

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。

この調査の目的は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応のためのものではない。

ア いじめられた子供からの聴き取りが可能な場合

当該の子供はもとより、必要に応じて、在籍の子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた子供や情報を提供した子供を守ることを最優先とする。

イ いじめられた子供からの聴き取りが不可能な場合

子供の入院や死亡など、いじめられた子供からの聴き取りが不可能な場合は、当該の子供の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査の在り方について協議し、調査に着手する。

(6) 調査結果の提供及び子供等への説明

重大事態に係る調査を行ったときは、いじめを受けた子供やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実についていじめを受けた子供やその保護者に説明する。

ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。

(7) 調査結果の報告

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。

上記(6)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた子供又はその保護者が希望する場合には、教育委員会又は学校は、いじめを受けた子供又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

(8) 再調査

上記(7)の報告を受けた市長は、当該報告による重大事態への対処又は

重大事態と同種の事態の再発の防止のため必要があると認めるときは、「法第28条第1項」の規定による調査結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

この調査は、市長が設置した附属機関等が行うこととする。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた子供及びその保護者に対して、情報を正確に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果について説明する。

(9) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事やスクールカウンセラー等を当該学校に派遣することにより、重点的な支援を行うとともに、必要な措置を講じる。

再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する等の措置を講じる。